五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第51号第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号第３改訂版補足第２改訂版の規則8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

（前照灯等）

第42条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２　走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げるものを除く。）に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準及び協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　（略）

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協

五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第51号第３改訂版補足改訂版の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号第３改訂版補足改訂版の規則8.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

（前照灯等）

第42条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２　走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げるものを除く。）に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準及び協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　（略）

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっ